

令和5年度

第11回越知町農業委員会総会議事録  
(定例会)

令和6年1月31日

令和5年度 第11回越知町農業委員会総会議事録

令和6年1月31日 越知町農業委員会総会を越知町役場3階大会議室に召集された

1 会議日 令和6年1月31日（水）午前9時00分～午前9時25分

2 出席者

農業委員（9名） 会長 須内啓次 職務代理者 和田昌夫

1 片岡 健二	2 大原 糸代	3 大原 典子	4 箭野 正昭
5 吉田 由太郎	6 橋詰 節	7	8 和田 昌夫
9 岡林 富士男	10 須内 啓次		

欠席委員（1名） 小崎 富二男

農地利用最適化推進委員（5名）

岡 義雄	濱田 學	斎藤 信夫	西村 亀洋
岡林 直久			

事務局職員（3名）

武智 久幸 西岡 亨 岡田 恭子

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第26号 越知町農用地利用集積計画について（協議）

5 その他

6 閉会

開会及び議事 午前9時00分

- 会 長 おはようございます。今年一回目の総会です。  
また、元旦から石川で震災がありまして、今も復旧作業半ばというところですが、一日も早い復旧を祈るばかりです。  
本日は議案が2件です。本日の署名委員は和田昌夫委員、岡林富士男委員で、欠席は小崎富二男委員です。よろしくお祈りします。議案に入る前に、携帯の電源を切るか、マナーモードにさせていただくよう、お祈りします。  
議案に入ります。議案25号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてです。事務局説明をお願いします。
- 事務局 はい、説明させていただきます。1番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は岡林富士男委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇204番、地目は台帳、現況ともに畑、面積は90㎡、ほかに畑が12筆、合計13筆の1352㎡、事由は売買です。  
現地の航空図など添付しておりますので参考になさってください。  
以上につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号に該当しないことは書面にて確認しております。以上です。
- 会 長 はい、ありがとうございます。続きまして、1番の調査報告を岡林委員をお願いします。
- 9番委員 はい、1月24日に調査してきました。資料を見ていただきたいのですが、〇〇の集落の前になります。〇〇204、208、220は現在山椒が植わっています。南北は山椒畑が隣接し、西は作業道、東は原野になっています。232番1は県道沿いの畑です。西に県道、南に作業道があり、その他は畑地に隣接しています。237番1、237番3、237番4は東西に並んだ畑で、西側に作業道、南側は〇〇があります。  
〇〇は先ほどより下流になります。〇〇443番2は山椒畑で、南北も山椒畑、西側に作業道、南側は〇〇です。〇〇446番1、446番2は畑地で作業道を挟んで東西に並んでおり、西側には畑、東側は河川土手、南北は畑地です。  
〇〇498番1は畑で南側は作業道ですが、その他周囲は畑です。下手になります。544番1は生姜畑で、周囲は西側に県道、東北は山椒畑、南側は畑です。  
このように、現在も耕作されていますし、耕作に適した環境ですので、問題ないと思います。以上で報告終わります。
- 会 長 ありがとうございます。報告終わりましたので、審議に移ります。ご意見、ご質問ありませんか。

事務局	補足です。切図で黄色部分は申請地ですが、グレーに塗られている部分は、譲受人の〇〇さんの圃場です。それも踏まえて審議していただけたらと思います。
会長	申請地だけ見たら点在しているように見えますが、ご本人の圃場の隣接地なんですね。
9番委員	ご本人は、現在山椒を栽培しています。
会長	ほかに何かありませんか (質問、意見なし) ないようでしたら、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成) はい、全員です。続きまして、議案第26号 越知町農用地利用集積計画について(協議)です。越知町長から諮問があった件について、審議を求めます。なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律付則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定のとおりとする案件です。事務局より説明をお願いします。
事務局	1番、貸し手は、〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は使用貸借新規設定で期間は令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇989番1、現況地目は畑、面積は89㎡、ほか4筆、合計5筆の1796㎡です。 2番、貸し手は、〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は使用貸借再設定で期間は令和6年2月1日から令和7年1月31日までの1年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇705番1、現況地目は畑、面積は81㎡、ほか3筆、合計4筆の492㎡です。 以上につきましては改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを確認しています。以上です。
会長	はい、ありがとうございます。こちらは協議事項となっております。
事務局長	1番の新規設定で補足です。〇〇さんは、今まで〇〇が管理していたダイダイの畑を引き継いでやるようになりました。
会長	先ほど局長から補足説明ありましたが、ダイダイを引き継いで耕作していくということです。ほかにご意見、ご質問ありませんでしょうか。
岡林委員	2番の再設定についてですが、1年という短い期間ですが、何か理由があって、そうされているのでしょうか。
事務局	所有者の〇〇さんも耕作したい作物があるので、収穫後は返却するという契約になっています。

会 長 | これに限らず、1年という短いスパンの設定も多々ありますが、だいたいは、所有者の状況により、そのような契約になっているのではないかと推測しています。今回は所有者の意向で1年となっているという事ですが、みなさん、納得いただけますでしょうか。

岡 委 員 | 利用権設定は来年法律が変わるんですよね。

会 長 | あと2年で変わります。今は猶予期間です。

事務局長 | 令和7年3月まで、猶予があります。それ以降は農委中間管理機構が間に入る形になります。

会 長 | 今の時点では、現行のままです。また、新体制になりましたら、疑問等もいろいろ出てくるとと思いますが、現在は現行どおりいきたいと思いません。

事務局長 | 今設定したものは、期間満了まで、現行体制の契約が続きます。

岡 委 員 | ○○さんの場合は続けて借りるようなら、長い契約の方がいいのではないですか。

事務局長 | そう思いますが、所有者の都合もありますので。また制度については耕作者にも説明していきたいと思えます。

会 長 | ほかにご意見ないようでしたら採決に移ります。議案第26号について賛成の委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
はい、全員です。ありがとうございました。本日の議案はこれで終わります。

事務局長 | この後、町議員さんとの懇談会があります。これから10分間の休憩をとってから始めます。

閉会 午後9時25分